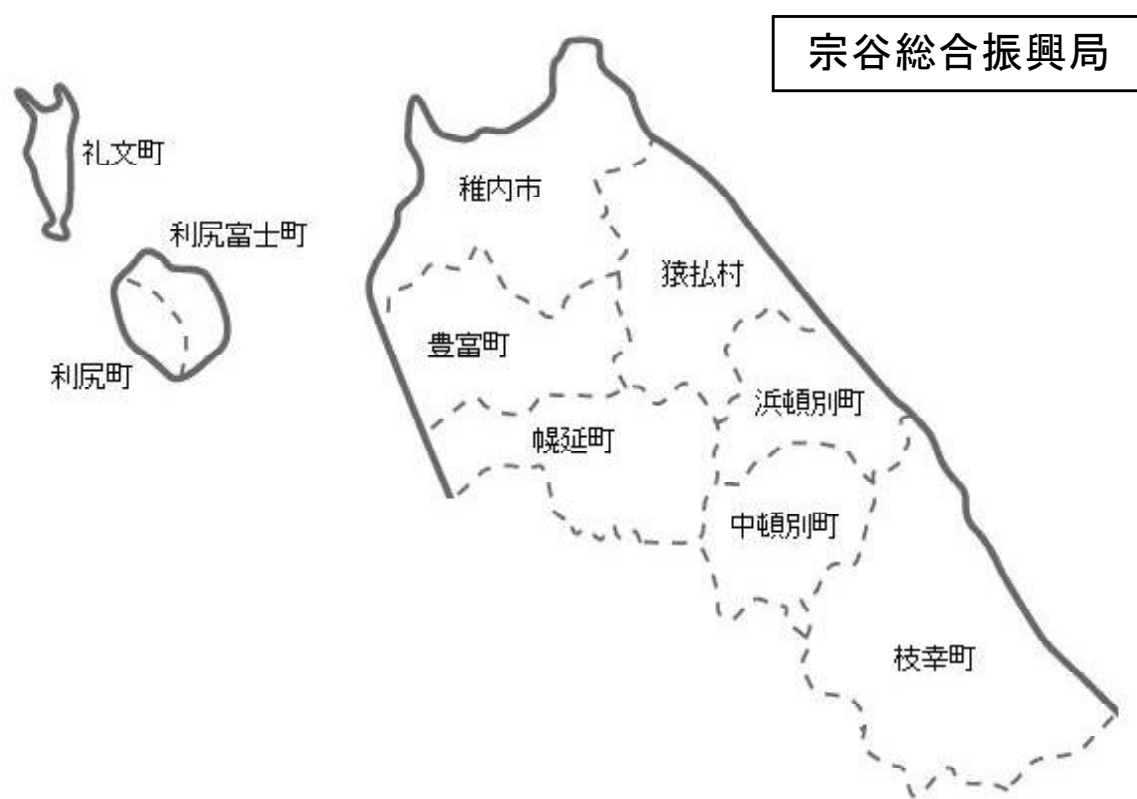


令和5年度(2023年度)
宗谷管内畜産・家畜衛生担当者合同会議議案

— 家畜衛生事業 —



令和6年(2024年)3月14日

北海道宗谷家畜保健衛生所

目次

I	令和5年度(2023年度)家畜衛生事業成績	ページ
1	予防課所管事業	
(1)	家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査の実施状況及び検査結果	1
(2)	死亡牛の伝達性海綿状脳症(BSE)の検査(法第5条)	1
(3)	牛のヨーネ病検査(法第51条)	1
(4)	牛のブルセラ症及び結核のサーベイランス	2
(5)	輸入・移入家畜の着地検査	2
(6)	家畜集合施設における疾病発生状況	2
(7)	サルモネラ症防疫の実施状況	3
(8)	飼養衛生管理基準	3～4
(9)	牛飼養大規模農場の巡回指導	4
(10)	口蹄疫等の侵入防止について	4
(11)	高病原性鳥インフルエンザ対策	5
(12)	口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の防疫演習実施状況	5
(13)	監視伝染病の発生状況(年次)	6
2	指導課所管事業	
(1)	家畜衛生対策事業	7
(2)	畜産物の安全指導	7～8
(3)	動物薬事・獣医事	9
3	病性鑑定業務	10
II	令和6年度(2024年度)家畜衛生事業計画	
1	予防課所管事業	11～13
2	指導課所管事業	14
3	病性鑑定業務	15
	別紙1～16	16～49

I 令和5年度(2023年度)家畜衛生事業成績

1 予防課所管事業

(1) 家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査の実施状況及び検査結果

家畜伝染病予防法(以下、法)第5条に基づき、牛のヨーネ病は5年に1回、蜜蜂の腐蛆病検査は毎年実施しており、令和5年度(2023年度)は次のとおり実施し、豊富町において牛のヨーネ病患者(乳用牛:4戸6頭)の発生がありました。

事業名 市町村	牛のヨーネ病			蜜蜂の腐蛆病		
	戸数	頭数	患者	戸数	群数	病蜂
稚内市						
猿払村				1	2	0
浜頓別町				3	573	0
中頓別町				1	200	0
枝幸町				4	900	0
豊富町	111	7,468	6			
幌延町				2	390	0
計	111戸	7,468頭	6頭	11戸	2,065群	0群

(2) 死亡牛の伝達性海綿状脳症(BSE)の検査(法第5条)

検査対象の死亡牛についてBSE検査を実施し、全頭陰性でした。

集計：令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)2月末

家畜	検査頭数			患者
	通常の死亡牛 (96カ月齢以上)	起立不能牛 (48カ月齢以上)	特定症状牛 (全月齢)	
乳用牛	315	203	0	0
肉用牛	38	1	0	0
計	353頭	204頭	0頭	0頭

(3) 牛のヨーネ病検査(法第51条)

「北海道牛ヨーネ病防疫対策実施要領」に基づき、発生農場(過去3年以内に本病の発生があった農場)および疫学関連農場に対し、法第51条に基づく立入検査を実施し、清浄化に向けた対策を継続中です。

集計：令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)2月末

市町村	飼養形態	対策 農場数	検査実施 延頭数	患者 発生数	対策終了 戸数
稚内市	乳用牛	5	1,471		4
稚内市	肉用牛	1	97		
稚内市	乳肉複合	1	270		
枝幸町	乳用牛	1	821	2	
枝幸町	肉用牛	1	23		
豊富町	乳用牛	4	914	11	1
豊富町	肉用牛	1	49		1
豊富町 稚内市	乳肉複合	1	3,994	5	
幌延町	乳用牛	3	400		
幌延町	乳肉複合	1	129		
計	4市町村	19戸	8,168頭	18頭	6戸

(4) 牛のブルセラ症及び結核のサーベイランス

国内における牛のブルセラ症及び結核については、繁殖牛を対象とした全国サーベイランスにより清浄化を達成したと考えられることから、令和3年度より、感染リスクの高い牛及び発生時に影響が大きい牛を対象とした清浄性維持サーベイランスを実施しています。

令和5年度（2023年度）は「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」に基づき、次のとおり検査を行いました。

ア 能動的サーベイランス（ブルセラ症 及び 結核）

検査対象家畜：① 輸入牛（輸入後1年以上を経過した繁殖用又は搾乳用に供する牛）
② 種畜検査の対象牛（令和3年度に本要領による検査の受検牛を除く）

令和5年度は検査対象家畜はありませんでした。

イ 流産・死産サーベイランス（ブルセラ症）

市町村	戸数	頭数	備考	結果
猿払村	1	2	流産原因検索	全頭陰性
浜頓別町	1	1	流産原因検索	陰性
幌延町	1	1	流産原因検索	陰性

(5) 輸入・移入家畜の着地検査

道外からの導入家畜について、「輸移入家畜の着地検査実施要領」に基づき、所有者からの導入計画書の提出を受け、導入後3週間の隔離期間中に着地検査を実施し、健康を確認しました。

なお、令和5年度は海外からの家畜の輸入はありませんでした。

集計：令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）2月末

市町村	牛		家きん		検査内容
	戸数	頭数	戸数	羽数	
稚内市	1	96	1	120	牛：臨床検査、ヨーネ病検査 家きん：臨床検査
浜頓別町	1	28			
豊富町	2	47			
幌延町			1	11,000	
計	4戸	171頭	2戸	11,120羽	

(6) 家畜集合施設における疾病発生状況

集計：令和5年（2023年）4月1日～12月末

市町村名	名称	収容頭数	趾間腐爛	伝染性角結膜炎	皮膚真菌症	未経産乳房炎	入牧の衛生条件
稚内市	稚内市大規模草地	902	46	23	3	0	・呼吸器病ワクチンの接種
猿払村	猿払畜産事業所	570	8	16	0	0	
浜頓別町	北オホーツク畜産センター	670	6	2	0	3	
中頓別町	神崎町営牧場	135	4	0	0	0	・一部の牧場では、牛ウイルス性下痢(BVD)、ヨーネ病の検査
枝幸町	枝幸町公共育成牧場	527	18	3	0	1	
豊富町	豊富町大規模草地育成牧場	1,514	59	9	258	3	
幌延町	幌延町営草地	627	4	9	2	0	
計	7市町村	4,945	145	62	263	7	

※ 放牧衛生月報を元に集計

(7) サルモネラ症防疫の実施状況

令和5年度は管内3市町11戸で牛サルモネラ症の発生（内2戸は保菌摘発、その内1戸は届出対象外）があり、自衛防疫組合が主体となって実施する清浄化対策において、当所が同居牛検査及び環境検査を実施しました。

令和5年6月から令和6年2月にかけて、延べ99戸10,038頭、飼養環境3,844検体について培養検査を実施し、牛は延べ484頭、環境検体は123検体で陽性となりました。

宗谷管内における牛のサルモネラ症発生状況

年	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
発生戸数	0	1	1	2	1	4	4	1	3	0	11
届出対象	—	—	—	2	—	4	2	1	2	—	10
届出対象外	—	1	1	—	1	—	2	—	1	—	1

(8) 飼養衛生管理基準

ア 定期報告のとりまとめ状況

「定期報告」は、家畜伝染病予防法第12条の4の規定により、家畜の飼養頭羽数及び家畜の飼養に係る衛生管理の状況等について、都道府県知事あて年1回報告するよう家畜の所有者に義務付けられています。

令和5年(2023年)2月1日現在の定期報告は、市町村（家畜伝染病自衛防疫組合）及び関係機関の御協力のもと、管内分を円滑に取りまとめることができました。

イ 飼養衛生管理基準の周知、遵守指導

法第12条の3「飼養衛生管理基準」について、特定家畜伝染病防疫指針等に基づく立入検査により、家畜所有者に対して周知するとともに、基準の遵守状況を確認し、指導しました。

＜巡回による遵守指導戸数＞ 集計：令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)2月末

市町村	牛	めん羊・山羊	トカイ	豚	いのしし	馬	家きん
稚内市	4	2			1	1	2
猿払村	3			1			
浜頓別町	4			1			
中頓別町	1						
枝幸町	5						
豊富町	122						1
幌延町	1	1					
計	140戸	3戸	0戸	2戸	1戸	1戸	3戸

参考：【別紙1】飼養衛生管理基準リーフレット（牛、めん山羊）

ウ 宗谷管内で遵守率が低い項目について

定期報告書と一緒に提出していただいた家畜種ごとのチェックシート集計結果において、遵守率が比較的低い項目を始め、優先順位をつけて取り組めるよう、引き続きご協力をお願いします（宗谷管内は乳用牛、肉用牛、馬のみ）。

（参考：【別紙2-1～3】管内飼養衛生管理基準遵守率）

○家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの見覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ることが重要です。

○記録の作成及び保管

疾病発生時に早期に感染ルートを特定するため、衛生管理区域内に立ち入った人（渡航歴の確認も含む）、消毒の実施状況、家畜の導入・出荷及び診療記録等に関する情報を記録し、保存する義務があります。

（参考：【別紙3-1～3】記録票様式（例））

○放牧制限の準備

依然としてアジアでは口蹄疫の発生が継続している中で、野生動物対策をはじめとする飼養衛生管理が徹底できない場合、野生動物との接触の機会が増加し、家畜伝染病の発生リスクが高まることから、法第34条の放牧制限の発動に備え、家畜保健衛生所と協議の上、放牧していた家畜を収容できる避難用の設備の確保の準備や出荷又は移動の算段を事前につけておく必要があります。

○衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置）

飼料運搬車等の乗務員が区域内で降車する場合は、長靴の靴底等の車内での交差汚染を防止することが必要です。例えば、着替え・履替えの際に区域内専用の車載フロアマット（運転席用及び助手席用で洗いやすいゴム製のもの）を準備するとともに、車両のステップやアクセル、ブレーキペダル、作業者の動線を消毒すること等の取組を実施しているか確認する必要があります。また、フロアマットは、農場側が区域内専用のマットを用意し、使用后、消毒薬につけることも想定されます。なお、これらの取組の代わりに降車時にブーツカバーを使用することも有効です。

（9）牛飼養大規模農場の巡回指導

牛の大規模所有者（繁殖成牛200頭以上飼養）については、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針および法51条に基づき、農場に立ち入り、飼養衛生管理基準の遵守状況及び異常家畜発生時の連絡体制の確認を行いました。（参考：【別紙4】通報規定の例）

（10）口蹄疫等の侵入防止について

口蹄疫、アフリカ豚熱等の海外悪性伝染病の侵入防止について情報提供及び指導を実施しました。

口蹄疫は中国、マレーシア、インドネシア等のアジア周辺諸国において引き続き発生しており、令和5年5月、韓国で4年ぶりの口蹄疫の発生がありました。新型コロナウイルス（COVID-19）による移動規制がなくなり、海外からの旅行客等の往来が増加している現在、国内への侵入リスクは高い状況となっています。

また、海外旅行客や国際郵便物の肉製品等でウイルスが確認されており、国際郵便物による肉製品の違法持込による逮捕事例も発生しています。引き続き、外国人労働者等の受入農場への、国際郵便物等で母国から肉及び肉製品等を送らないよう、実習生等の家族も含めた注意喚起の徹底が重要です。（参考：【別紙5】持込禁止リーフレット）。

(11) 高病原性鳥インフルエンザ対策

ア 報告徴求（法第52条）

100羽以上の家きん飼養農場から、飼養羽数や死亡羽数及び異状の有無について報告を毎月徴求していましたが、令和5年5月分をもって廃止（飼養羽数については、自己点検で併せて報告）。

- ・徴求戸数：2戸（稚内市、幌延町）
- ・報告結果：本病を疑う死亡羽数の増加、特定症状等の異状を認める報告はありませんでした。

イ 飼養衛生管理基準の徹底について

100羽以上の家きん飼養農場から、毎年10月～翌年5月まで飼養衛生管理基準のうち特に本病の侵入防止対策に係わる項目について自己点検の結果を報告いただきました。

（参考：【別紙6】令和5年度様式）

ウ 農場の立入検査、情報提供及び啓発

100羽以上の家きん飼養農場について、飼養衛生管理基準の遵守、異状の有無を確認するため、各飼養場所を巡回、指導等を実施しました。

また、宗谷総合振興局とともに、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や侵入防止対策の強化・徹底について、家きん飼養農場、関係機関等へ文書、FAX、電子メール等で情報を提供しました。

◆鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省HP）：<https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/>

(12) 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の防疫演習実施状況

対象疾病	開催年月日	開催場所	参集者及び出席者	実施内容
高病原性鳥インフルエンザ	R5. 9. 14	幌延町総合体育館 管内家きん飼養農場	宗谷家畜保健衛生所、宗谷総合振興局、幌延町役場、幌延町農業協同組合、生産者等（計46名）	防疫計画及び防疫作業の流れと鳥インフルエンザ及び消毒作業の概要を説明。体育館内で防疫衣の着脱演習を実施後、農場内畜舎で煙霧消毒作業前に準備する資材（防毒マスク等）及び作業中の注意点の説明後、消毒薬メーカーの担当者による煙霧消毒の説明と実演を実施。
高病原性鳥インフルエンザ	R5. 9. 20	幌延町総合体育館 管内家きん飼養農場	宗谷家畜保健衛生所、宗谷総合振興局、幌延町役場、幌延町農業協同組合、北海道畜産物衛生指導協会、建設協会等（計44名）	鳥インフルエンザ及び埋却作業の概要と家畜伝染病発生時における埋却計画策定要領の改正に関する説明を実施。体育館内で防疫衣の着脱演習実施後、農場内の埋却候補地で事前に掘削された埋却溝前で防疫作業の一連の流れ（埋却溝への石灰散布～埋め戻し）の実演と説明を実施。
口蹄疫	R5. 10. 17	宗谷総合振興局合同庁舎	宗谷家畜保健衛生所、宗谷総合振興局、管内各市町村及び農業協同組合、開発局、警察等（計28名）	口蹄疫基本情報、通報から防疫作業終了まで一連の流れについて説明後、宮崎県の口蹄疫発生時の防疫対応に関するDVDを上映。上映後、防疫衣の着脱演習を実施。

(13) 監視伝染病の発生状況 (年次)

病名	畜種	令和3年(2021年)				令和4年(2022年)				令和5年(2023年)			
		宗谷管内		北海道内		宗谷管内		北海道内		宗谷管内		北海道内	
		戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
◎ 法定伝染病													
ヨーネ病	牛	8	29	208	845	8	15	244	997	8	18	210	945
ヨーネ病	めん羊							1	4			2	9
ヨーネ病	山羊			2	24			4	18			2	20
高病原性鳥インフルエンザ (患者)	鶏							4	5			3	6
高病原性鳥インフルエンザ (疑似患者)	鶏							5	827,105			4	1,226,602
高病原性鳥インフルエンザ (疑似患者)	あひる			1	637								
高病原性鳥インフルエンザ (患者)	だちょう							2	2				
高病原性鳥インフルエンザ (疑似患者)	だちょう							2	585				
腐蛆病	蜜蜂							1	1				
◎ 届出伝染病													
牛ウイルス性下痢 (旧:牛ウイルス性下痢・粘膜病)	牛	1	8	53	144			29	62	1	1	23	60
〃 (疑症)	牛	1	1	4	4			2	2			2	2
牛伝染性鼻気管炎	牛			4	17			1	4			3	5
牛伝染性リンパ腫 (旧:牛白血病) (うち、と畜場発生)	牛	34	69 (27)	286	725 (360)	31	69 (30)	255	707 (385)	36	84 (40)	277	774 (392)
〃 (疑症)	牛			4	4			1	1			4	6
牛丘疹性口内炎 (旧:牛丘疹性口炎)	牛			2	8			1	1			1	1
破傷風	牛			8	8			7	7			2	2
〃 (疑症)	牛							2	3			1	1
気腫疽	牛							1	2			1	1
サルモネラ症 (うち、と畜場発生)	牛	2	26 (0)	45	199 (10)			148	362 (1)	10	161	168	560
〃 (疑症)	牛			1	2							3	10
ネオスポラ症	牛			3	4			1	1			2	2
〃 (疑症)	牛			1	1								
アカバネ病	牛							1	1			6	14
破傷風	馬							7	7				
〃 (疑症)	馬			1	1			2	3			1	1
馬鼻肺炎	馬			14	18			16	24			10	10
馬バラチフス	馬			1	3			3	15				
豚丹毒 (うち、と畜場発生)	豚			6	132 (132)			6	37 (36)			4	22 (22)
豚流行性下痢	豚							1	9			1	9
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚							1	7			1	7
サルモネラ症	豚			2	2								
山羊関節炎・脳炎 (旧:山羊関節炎・脳脊髄炎)	山羊							2	3			2	5
低病原性ニューカッスル病	鶏			1	1								
サルモネラ症	鶏			2	5								
〃 (疑症)	鶏			1	1								
鶏伝染性気管支炎 (旧:伝染性気管支炎)	鶏			1	5			1	4			3	14
パロア症 (旧:パロア病)	蜜蜂			22	332			20	498	2	27	18	439
チョーク病	蜜蜂			18	61	1	50	23	173	1	20	21	130
ノゼマ症	蜜蜂							1	8				
レプトスピラ症	犬							1	1				

2 指導課所管事業

(1) 家畜衛生対策事業

ア 家畜衛生情報の収集及び提供

- 家畜衛生そうや161号（6月）、162号（1月）の発行
- ホームページによる家畜衛生に関する情報の提供

【日射病・熱射病の発生状況】

年 度		乳用牛	肉用牛	豚	馬	鶏		めん羊
						採卵鶏	ブロイラー	
令和4年度	全道	37 (15)	7 (3)	5 (5)	1 (0)	579 (579)	0 (0)	41 (40)
	管内	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
令和5年度	全道	220 (88)	44 (18)	20 (20)	26 (3)	37,259 (37,259)	3,397 (3,397)	0 (0)
	管内	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

() 内は死廃頭数

(2) 畜産物の安全指導

ア 抗菌性物質等の残留防止（R6.2.29現在）

管内における今年度の生乳の残留事例は、発生件数6件と、昨年（1件）より大幅に増加しました。

発生事例については、宗谷総合振興局農務課生産振興係とともに立入調査及び再発防止指導を行いました。主な事故原因は例年、マーキング失宜（見落としや未実施）が大半を占め、近年はロボット入力ミス等も増えています。

今後も安心・安全な生乳及び畜肉の生産・流通のため、引き続き残留防止対策の徹底をお願いします。

【抗菌性物質等の残留事例発生状況】

年 度	発生件数					
	管内			全道		
	生乳	畜肉	その他	生乳	畜肉	その他
令和元年度	11	0	0	55	6	蜂蜜1
令和2年度	3	1	0	50	3	0
令和3年度	5	0	0	38	2	0
令和4年度	1	0	0	38	6	0
令和5年度*	6	0	0	39	2	0

※管内：R6.2.29現在、全道：R5.12.31時点

【主な残留原因（全道、令和5年4月～12月、暫定）】

項目	延件数
マーキング失宜（見落とし、未実施等）	22
抗生剤検査キット忘れ・不適切使用	7
ロボット入力ミス（入力忘れ、設定ミス）	4
掲示忘れ、作業員間の情報伝達ミス	4
残余薬使用	3

※その他、他分房出荷、パイプライン接続ミス、使用禁止期間超過後の残留等。
 多くの場合、複数の原因が重複して関与しています

生乳への抗生物質残留防止対策の留意事項

- マーキングは、良く見える場所へはつきり、2カ所以上
- 投薬した場合は、記録を残し、作業員全員で情報を共有
- 搾乳前に投薬記録とマーキングを必ず確認
- 投薬は獣医師の指示に従い、自己判断で使用しない
- 抗生物質の検査キット等を用いた「生乳出荷前の自主検査」の導入

イ 破損注射針の残留防止（R6.2.29現在）

今年度は1月下旬に、道内で生産・肥育された牛肉において、流通後、消費者の調理段階で破損注射針の残留が判明する事案が発生しました。食肉加工段階での一般的な金属探知機による検査では、破損注射針を検出できない場合もあり、と畜時の注射針残留（の可能性）についての事実伝達が重要です。

【破損注射針の残留事例発生状況】

年度	発生件数		
	全道		
	乳用牛	肉用牛	豚
令和元年度	2	1	0
令和2年度	5	2	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	2	0	0
令和5年度※	3	1	0

※管内の発生はなし、全道：R5.12.31時点

破損注射針残留防止対策の留意事項

- 注射を実施する際は保定に留意し、曲がった注射針は使わない
- 注射針が家畜に残留した（可能性がある）場合は記録に残す
- 出荷前に記録を確認し、残留（の可能性のある）部位にマークする
- 出荷時には出荷先に確実に残留（の可能性）についての情報を伝える

(3) 動物薬事・獣医事

ア 動物用医薬品等販売業者の立入検査

動物用医薬品販売業者に対し、動物用医薬品が法に基づき適正に販売されているか監視・指導するため、宗谷総合振興局農務課生産振興係とともに、医薬品医療機器等法第69条の規定に基づく立入検査を実施しました。

【検査概要】

区分	検査対象 店舗数	検査店舗数	指摘事項等
動物用医薬品特例店舗販売業者	17	4	許可証の不掲示 1 構造設備の変更未届 1
動物用管理医療機器販売・貸与業者	1	0	

イ 飼育動物診療施設の立入検査

飼育動物診療施設において、法に基づく適切な獣医療が提供されているか監視・指導するため、宗谷総合振興局農務課生産振興係とともに獣医療法第8条の規定に基づく立入検査を実施しました。

【検査概要】

区分	検査対象 施設数	検査施設数	指摘事項
飼育動物診療施設	18	4	構造設備等の変更未届 1 診療獣医師の変更未届 1

ウ 動物用医薬品及び医療機器販売業の許可関係事務

項目	動物用医薬品特例店舗販売業	動物用管理医療機器販売業
新規	1件	—
更新	3件	—
再交付	—	—
変更届(許可証書換あり)	3件	—
変更届(許可証書換なし)	4件	—
廃止	1件	—

エ 動物用医薬品等に関する講習会

要講習医薬品（駆虫剤や畜舎消毒薬のうち、取扱に注意を要するものや、休業期間が定められているもの）を販売している動物用医薬品特例店舗販売業者を対象に令和6年3月22日に開催予定。

3 病性鑑定業務

病性検定実施状況

集計：令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)2月末

検定項目		畜種				検査項目・結果等
		乳用牛	肉用牛	馬	その他	
ヨーネ病	件数	65	113			ヨーネ病抗体検査：全検体陰性
	検体数	191	253			
牛伝染性リンパ腫 (BLV検査)	件数	82	9			BLV抗体陽性：49検体 散発型牛伝染性リンパ腫（子牛死体）1 検体
	検体数	103	22			
牛ウイルス性下痢 (BVD検査)	件数	7				BVD遺伝子：全検体陰性
	検体数	32				
サルモネラ	件数	146				移動牛等の健康確認：2戸2検体陽性 (血清型：Typhimurium、Mbandaka) 発症疑い検査：34検体陽性 初回同居牛検査（牛、環境材料）：15戸 1,799検体
	検体数	2,170				
種畜および種畜候補 牛の衛生検査	件数	1	2			トリコモナス症、カンピロバクター症等 の健康確認検査：全検体陰性
	検体数	1	3			
馬パラチフス	件数			5		馬パラチフス抗体：全検体陰性
	検体数			26		
呼吸器病原因検索	件数	2				【細菌】 <i>Pasteurella multocida</i> 及び <i>Mannheimia haemolytica</i> 1検体分離 【ウイルス】RSウイルス遺伝子4検体陽 性
	検体数	8				
下痢原因検索	件数	1				【細菌】 <i>Salmonella</i> Typhimurium分離
	検体数	1				
異常産原因検索	件数	3				【細菌】 <i>Trueperella pyogenes</i> 分離 原因特定に至らず
	検体数	4				
死亡原因検索	件数		1		1	空腸内容物による腸管閉塞及び循環不全 【ウイルス】BCV遺伝子陽性、ロタA群ウ イルス遺伝子陽性
	検体数		2		1	
寄生虫検査	件数	2	1		3	双口吸虫疑い：虫卵検出なし コクシジウムオーシスト、消化管内寄生 虫卵検出
	検体数	2	1		7	
疾病原因検索（その 他）	件数	7	1			髄膜瘤、大脳皮質壊死症、 <i>Moraxella</i> <i>bovoculi</i> による眼疾患、菌種同定、薬剤 感受性試験
	検体数	18	1			
計	件数	316	127	5	4	
	検体数	2,530	282	26	8	

II 令和6年度(2024年度)家畜衛生事業計画

1 予防課所管事業

令和5～9年度の牛のヨーネ病検査、飼養衛生管理指導巡回スケジュール

牛飼養農場については、令和5年度から令和9年度までの5年間で1クールとして、全ての市町村で1回の家畜伝染病予防法第5条に基づくヨーネ病の検査を実施する計画です(表)。ヨーネ病の検査の際には飼養衛生管理基準の指導も併せて行い、ヨーネ病の検査の概ね2年後には別途、飼養衛生管理基準指導のための巡回を実施しますので、ご協力をお願いします。

市町村	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	ヨーネ病	飼養衛生巡回	ヨーネ病	飼養衛生巡回	ヨーネ病	飼養衛生巡回	ヨーネ病	飼養衛生巡回	ヨーネ病	飼養衛生巡回
稚内市					◎	◎				○
猿払村						○*			◎	◎
浜頓別町			◎	◎			○			
中頓別町			◎	◎			○			
枝幸町				○*			◎	◎		
豊富町	◎	◎				○				
幌延町				○					◎	◎

◎：ヨーネ病検査と同日、飼養衛生管理指導も実施

○：飼養衛生管理指導のみ単独で実施

*：昨年度の計画から変更となっています

○ 家畜伝染病予防事業等の計画(1)

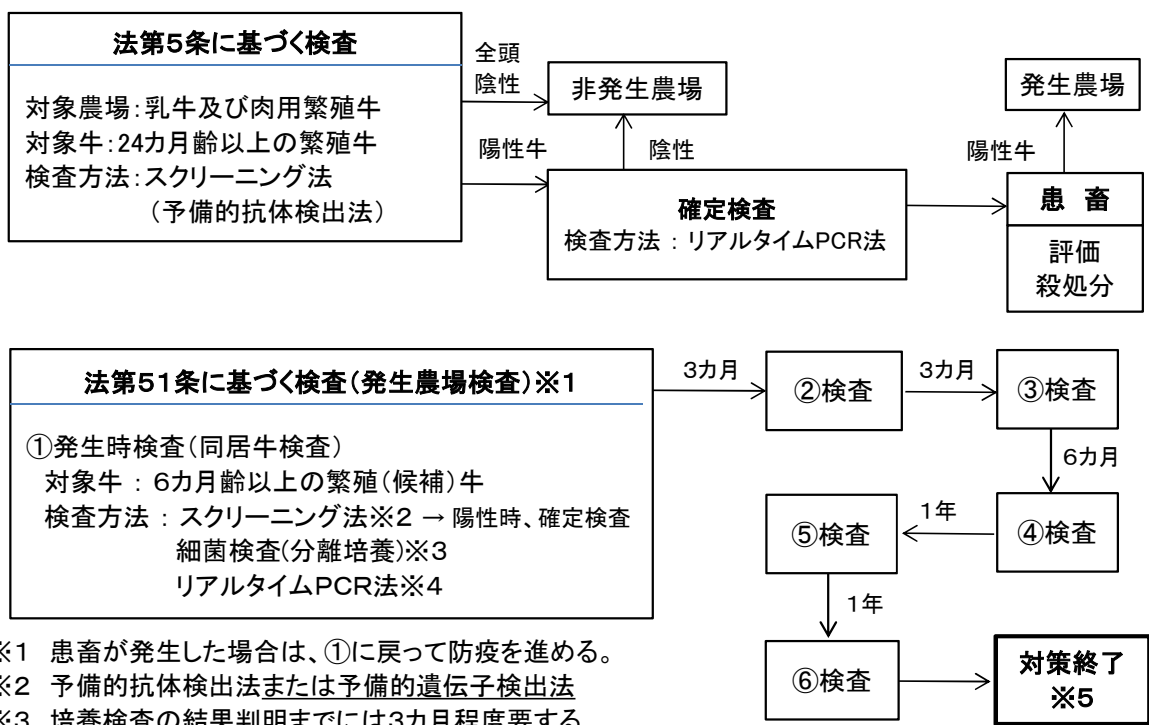
	事業名	実施する区域	検査日程(予定)	予定数	検査対象	検査方法	手数料
1	牛のヨーネ病検査(乳用牛)	浜頓別町	4～6月	3,810頭	生後24カ月未満のものを除く搾乳用雌牛	スクリーニング法(予備的抗体検出法)	610円
		中頓別町	11月	1,930頭			
		計		5,740頭			
2	牛のヨーネ病検査(肉用牛)	浜頓別町	4～6月	60頭	生後24カ月未満のものを除く繁殖肉用雌牛	陽性の場合、確定検査を実施	170円
		中頓別町	11月	35頭			
		計		95頭			
3	蜜蜂の腐蛆病検査	管内	8月	1,995群	定飼及び転飼されている全蜂群	肉眼・細菌検査	170円

○ 家畜伝染病予防事業等の計画(2)

	事業名	実施する区域	検査日程(予定)	予定数	検査対象	検査方法	手数料
1	牛の伝達性海綿状脳症検査(※1)	管内	通年	250頭	月齢に関わらず、特定症状牛・特定症状以外のBSEを否定できない症状を有する牛(診療獣医師が判断)	エライザ法	18,000円
2	牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス(※2)	管内	通年	7頭	輸入牛：輸入後1年以上を経過した繁殖用又は搾乳用に供する牛(ブルセラ症、結核) 種畜牛：衛生検査に併せて実施(本サーベイランス受検牛は除く、ブルセラ症のみ) 流死産牛：家畜保健衛生所に病性鑑定依頼のあったもの(ブルセラ症のみ)	<ブルセラ症> ・エライザ法 ・細菌検査 <結核> ・頸部ツベルクリン皮内反応	徴収しない
3	法第51条に基づく牛のヨーネ病清浄化対策(まん延防止のため)(※3)	管内	通年	14,900頭	ヨーネ病発生農場：6カ月齢以上の繁殖牛(候補牛含む)	・スクリーニング法(予備的抗体検出法) ・スクリーニング法(予備的遺伝子検出法) ・糞便培養検査 ・リアルタイムPCR法	

- ※1 令和6年4月1日死亡獣畜処理指示書作成の個体から、検査対象牛が変更されま
す。【別紙7～9】参照。
- ※2 令和3年度から「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」
に基づくサーベイランス検査を実施。
令和6年度からは、種畜牛の結核検査が廃止されます。
- ※3 令和6年度から新たにスクリーニング法（予備的遺伝子検出法）が公定法として追
加されます。法第5条に基づく検査においては、従来どおりスクリーニング法（予
備的抗体検出法）を適用しますが、法第51条に基づく検査においては、北海道ヨー
ネ病防疫対策実施要領に基づき、一定の条件を満たした場合に必要な応じてスク
リーニング法（予備的遺伝子検出法）を適用する場合があります。
なお、スクリーニング法で陽性となった個体は確定検査（リアルタイムPCR法等）を
実施します。

牛のヨーネ病の法第5条及び51条に基づく検査の概要（令和6年度以降）



- ※1 患者が発生した場合は、①に戻って防疫を進める。
- ※2 予備的抗体検出法または予備的遺伝子検出法
- ※3 培養検査の結果判明までには3カ月程度要する。
(培養期間中に搾乳する可能性のある牛は培養検査対象外。)
- ※4 診断的遺伝子検出法(確定検査)
- ※5 最終発生から3年間発生がなかった場合、監視期間を終了とする。

☆ 飼養牛の移動について

3カ月以上の間隔を空けた2回の糞便培養検査又は糞便遺伝子検査で陰性を確認した後に移動可能となります（と畜場、肥育専用施設に直接搬入する場合はその限りではありません）。

☆ 乳用牛を対象とした検査では、リアルタイムPCR法、糞便培養検査、直接鏡検の検査材料（糞便）を採取した時点から生乳の出荷が自粛又は停止になります。

○ 家畜伝染病予防事業等の計画 (3)

	事業名	内容
1	家畜集合施設の防疫	公共牧場(※)、家畜共進会、家畜市場等では広域的な家畜の交流が行われ、監視伝染病等に感染する危険性が高まるため、輸送車両の消毒、施設の衛生対策等について指導する。
2	法第12条の4に基づく定期報告	家畜所有者に対して、2月1日時点の飼養頭羽数、畜舎数、飼養衛生管理基準の遵守状況等に関する定期報告書の提出を求める(市町村経由)。大規模農場では、飼養衛生管理者の選任及び異常家畜発見時の通報ルールの規定について留意願います。(参考:【別紙4】、【別紙10-1, 2】) <提出期限> ・牛・水牛・馬・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし: 4月15日 ・鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう: 6月15日
3	輸入・移入家畜の着地検査	「輸移入家畜の着地検査実施要領」に基づき、導入畜の一定期間の隔離を指導するとともに、臨床検査及び(必要に応じて)細密検査を実施する。 ① 輸入及び道外からの移入を計画する家畜所有者は当所に連絡し、導入計画書を提出し、着地検査を受検すること。 【別紙11-1】: 輸入・移入家畜の年間計画を前年度3月末までに提出 【別紙11-2】: 移入家畜の導入2週間前までに提出 ② 特に道外から豚を導入する計画がある場合は豚熱及びオーエスキー病の侵入防止のため、事前に当所と協議をお願いします。豚熱ワクチン接種地域からの導入は制限されており、 <u>道外の全ての都府県がワクチン接種推奨地域</u> です。 ③ 家畜種であればペット1頭であっても関連指針及び要領に従う必要があります。 ④ 隔離期間 輸入家畜: 3カ月間 道外からの移入家畜: 3週間 ⑤ 細密検査(原則) 牛: ヨーネ病 豚: 豚熱、オーエスキー病 馬: 馬ウイルス性動脈炎(輸入時のみ)
4	飼養衛生管理基準遵守状況の確認及び指導	口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針、伝達性海綿状脳症(TSE)検査対応マニュアル、飼養衛生管理指導等計画に基づき、必要に応じて農場等への法51条に基づく立入検査を実施し、基準の遵守状況を確認・指導します。家畜種、飼養頭数、飼養形態等により下記の頻度で巡回します。 ① 牛飼養農場: 大規模農場については年1回、その他の農場については、3年間で少なくとも一巡するよう、巡回する市町村の計画を立てて実施 ② 1年に1回巡回: 100羽以上の家きん飼養農場(だちょうは10羽以上)、豚等飼養農場(6頭以上) ③ 3年に1回巡回: 鹿、めん羊、山羊飼養農場(6頭以上飼養)、ふれあい農場 ④ 必要に応じて計画的に巡回: 馬飼養農場、小規模農場
5	飼養衛生管理の自己点検の指導	① 鳥インフルエンザのハイリスク期間中、家きん飼養者(1羽以上)に飼養衛生管理状況の定期的な自己点検を、100羽以上(エミュー、ダチョウにあつては10羽以上)飼養者に対しては報告を指導(参考:【別紙6】令和5年度報告様式)。 ② 豚等の飼養者(1頭以上)には飼養衛生管理状況の定期的な自己点検及び報告を指導(毎年2, 5, 8, 11月、【別紙12】報告様式)。
6	口蹄疫、高(低)病原性鳥インフルエンザ対策	関係機関を参集した防疫演習の実施。関係機関及び生産者への情報提供及び飼養衛生管理基準遵守の徹底の啓発。
7	自衛防疫推進対策	防疫演習を開催し、初動防疫体制整備を推進する。

(※) 令和6年度から「放牧衛生月報」は提出を不要とします。飼養衛生管理基準の遵守並びに異状家畜の早期発見・早期通報について引き続きよろしく願います。

2 指導課所管事業

(1) 家畜衛生対策事業

家畜衛生情報の収集及び提供

ホームページや広報（家畜衛生そうや、号外等）の発行により家畜衛生関連情報を提供します。また、家畜の日射病・熱射病の発生状況について、6月～9月の期間、情報収集を行い必要に応じ情報提供します。

* 宗谷家畜保健衛生所のホームページアドレス

→ <https://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe>

(2) 畜産物の安全指導

ア 抗菌性物質等の残留防止

残留事例発生時は、宗谷総合振興局農務課生産振興係及び関係機関とともに農場の立入検査を実施し、原因究明と再発防止の指導を行います。

イ 畜産物の安全性確保対策

動物用医薬品等の適正使用を推進するため、広報誌等の発行を通じて畜産物の安全性確保の維持に努めます。

(3) 動物薬事・獣医事

ア 動物用医薬品等販売業者の立入検査

動物用医薬品等が法に基づき適正に販売されているか監視・指導するため、宗谷総合振興局農務課生産振興係とともに医薬品医療機器等法第69条の規定に基づく立入検査を実施します。

* 令和6年度立入検査予定店舗数：2店舗（主に許可更新対象店舗）

イ 飼育動物診療施設の立入検査

法に基づく適切な獣医療が提供されているか監視・指導するため、宗谷総合振興局農務課生産振興係とともに獣医療法第8条の規定に基づく立入検査を実施します。

* 令和6年度立入検査予定施設数：5施設

（対象地域：猿払村、中頓別町、豊富町の一部、浜頓別町）

ウ 動物用医薬品販売業等の許可関係事務

新規許可あるいは更新の申請は、日程に余裕（約1カ月前）をもってお願いします（令和6年度の更新予定：1件）。

また、許可関係事項に変更がある場合は、家畜保健衛生所へ届出する必要があります。まずは家保までご相談ください。

許可や変更届出等に関する各種様式は、宗谷家畜保健衛生所のホームページに掲載しています。

エ 動物用医薬品等に関する講習会の開催

特例店舗販売業において要講習医薬品（駆虫剤や畜舎消毒薬のうち、取扱に注意を要するものや、休業期間が定められているもの）を販売する場合は、「動物用医薬品等に関する講習会」又は「消毒薬等に関する講習会」の受講者を店舗に配置する必要があります。

家保では、年1回、本講習会を開催しますので、該当する店舗は、販売担当者の受講をお願いします。

* 開催予定時期：令和7年3月頃

3 病性鑑定業務

(1) 検査依頼時の留意事項

病性鑑定の実施には事前に試薬の準備や検査人員の調整等が必要となりますので、検査の依頼の際は、必ず当所あて電話連絡して下さい。

また、検体送付の際は、「健康確認のための検査依頼票」（別紙13-1）または「病性鑑定依頼票（疾病原因検索）」（別紙13-2）等の添付をお願いします。

なお、採材上の注意点については、「病性鑑定依頼時の留意点」（別紙14）に示してありますので、参考にして下さい。

令和6年度から病性鑑定手数料が改定されますのでご注意願います（別紙15）。

ア 家畜の移動等に係る健康確認検査（異常牛の検査を除く）

○ ヨーネ病検査（自主検査等）

令和6年度の検査日程は別紙16のとおりです。受付締切日までに検体を家保へ送付して下さい（必着）。

また、庭先販売等で、やむなく指定した検査日以外で検査を希望する場合は、計画が上がった段階で速やかに（遅くとも1週間前）家保へ連絡して下さい。改めて日程を調整しますが、直前に検査を依頼した場合は、検査を実施できない場合があります。

○ サルモネラ検査

培養検査は、検体が月曜日～水曜日に搬入された場合は当週、木曜日～金曜日に搬入された場合は翌週月曜日の検査開始となります。

培養検査の判定には検査開始から48時間以上かかります。販売予定牛の健康確認検査等、期限までに検査結果が必要となる場合は、日程に余裕をもって検査依頼をお願いします。

○ 家畜共進会出陳家畜の衛生検査

出陳牛を対象とした衛生検査については、事前に各農協と検査日程を調整しますので、ご協力をお願いします。

○ 種畜衛生検査

種畜衛生検査（牛：トリコモナス症、牛カンピロバクター症、馬：馬パラチフス）は、全て病性鑑定により実施します。検査日程については、事前に市役所・役場と調整しますので、ご協力をお願いします。

イ 疾病原因検査

適切な検査を実施する上で疫学情報（臨床症状、発生状況、治療歴、ワクチン接種歴等）は、極めて重要ですので、検査の依頼の際は、当所への事前連絡及び「病性鑑定依頼票（疾病原因検索）」を記載の上、診療簿（カルテ）の写しの添付をお願いします。